

## 公 告

防衛省陸上自衛隊  
福知山駐屯地業務隊長

令和8年度防衛省陸上自衛隊福知山駐屯地における委託売店の設置及び経営を行う業者の募集について

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、委託売店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集する。

### 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6項に規定する暴力団員ではないこと、また、暴力団と関係しないこと。
- (4) 本公募説明会に参加できること。
- (5) その他、募集要領等に示す条件を満たすこと。

### 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

### 3 設置及び経営場所

- (1) 京都府福知山市天田無番地 陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター
- (2) 公募業種及び店舗数  
食 堂 1店舗（101.71m<sup>2</sup>）

### 4 募集要項及び仕様書の配布（公告期間）

期 間 令和8年3月9日（月）～ 令和8年3月27日（金）

配布方法 中部方面会計隊ホームページ（本公告の後続ページ）にて掲載

### 5 公募説明会

- (1) 日 時  
令和8年3月30日（月）午前11時から
- (2) 場 所  
陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター（予定）
- (3) 携行品  
募集要項・仕様書・筆記用具
- (4) その他  
ア 本説明会に参加しない業者は、本公募への応募を認めない。  
イ 本説明会に参加を希望する業者は、会場準備の都合上、令和8年3月7日（金）午後4時までに、①会社名②参加者名（各業者2名以内）③応募業種④連絡先を書面にて持参またはメール、FAX等により通知すること。

## 6 申込及び問合せ先

〒620-8502

京都府福知山市天田無番地

陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊厚生科

TEL 0773-22-4141 内線328

FAX 0773-22-9549

メールアドレス kokuyuzaisan-hukutiyama@inet.gsdf.mod.go.jp

担当 江川

募 集 要 項

防衛省陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

## 募 集 要 項

### 1 概 要

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地において、隊員及び来隊者等の利便性を確保するため、委託売店の設置及び経営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有するものであること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく自社において遂行できること。
- (4) 法令等の規定により営業に係わる許可等を有していること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (11) 業務遂行上、必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (12) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (13) 経営に関して締結した協定及び契約書等の内容を遵守できること。
- (14) 本公募における募集要項及び仕様書の記載事項を遵守できること。

### 3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地 京都府福知山市天田無番地
- (2) 名称 陸上自衛隊福知山駐屯地

### 4 設置条件

- (1) 設置方法  
国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- (2) 設置業種  
食 堂 1店舗（101.71㎡）
- (3) その他  
本公募仕様書による。

### 5 説明会

- (1) 日 時 令和8年3月30日（月）午前11時から
- (2) 場 所 京都府福知山市天田無番地  
陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター
- (3) 携行品 募集要項、仕様書、筆記用具
- (4) 申 込  
ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に応募できません。（ただし、現在当駐屯地で営業している業者は除く。）  
イ 本説明会に参加を希望する業者の方は、会場準備の都合上、令和8年3月27日（金）午後4時までに、①会社名②参加者名（各業者2名以内）③応募業種④連絡先をFAX、メール等により通知して下さい。（締切日時必着としFAX等の場合、受信確認を確実にして下さい。）

### 6 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出  
設置を希望する者は、下記のとおり定められた様式により応募書類を提出すること。なお、提出された応募書類は、返却しない。  
ア 提出書類
  - (ア) 申請書 1部（別紙様式第1）
  - (イ) 企画提案書（食堂）（別紙様式第2）
    - a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
    - b 営業日及び営業時間等
    - c 営業に関するアピールポイント（期間セールなどの利用促進施策等）
    - d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

- e 衛生管理方法
- f 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策方法
- g 自衛隊（隊員）からの要望等があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応
- h 過去の法令遵守状況（法令違反等の有無）
- i 災害等（訓練含む。）発生時における対応方針（営業時間延長及び臨時営業等）
- j 飲酒について（提供時間等）
- k その他アピールポイント

(り) 企画提案書付属書類

販売商品カタログ、写真、その他企画提案書の具体的説明資料等  
 その他関係書類 各1部

応募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加格がないと判断された場合は、提案書の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙様式第4）
  - b 戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）
  - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
  - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書  
（個人 その3の2、法人 その3の3）
  - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
  - f 印鑑証明書
  - g 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式第5）及び役員名簿（別紙様式第6）
- ※ 資格審査結果通知書（全省庁統一規格）を有する者に限り、その写しの提出をもって、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時まで

ウ 提出先

〒620-8502 京都府福知山市天田無番地  
 陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊 厚生科共済班（担当 江川）  
 電話 0773-22-4141（内線328）

(2) 応募上の注意事項

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

## 7 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき書類選考による総合的審査の上、決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があった場合、次点の者とする。

## 8 業者決定日等

### (1) 決定業者の発表

令和8年4月下旬予定

### (2) 公示場所

陸上自衛隊福知山駐屯地厚生科内掲示板

### (3) その他

文書にて別途通知する。

## 9 業者決定後の手続き

決定業者に別途通知する。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
福知山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

京都府福知山市天田無番地に所在する陸上自衛隊福知山駐屯地内において、委託売店の設置及び経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

企 画 提 案 書 (食堂)

会 社 名  
本社所在地  
設立年月日  
資 本 金  
社 員 数  
店 舗 数  
年間売上高

申 請 業 種

---

a 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙様式第3)
b 営業日及び営業時間等 (a) 平 日 営業時間  (b) 土日祝日 営 業 有 ・ 無 営業時間  (c) 要望等による臨時営業の可否 可 ・ 否  (d) 飲酒提供 可 ・ 否
c 営業に関するアピールポイント

d 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

e 衛生管理方法

f 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策方法

g 自衛隊（隊員）からの要望等があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応

h 過去の法令遵守状況（法令違反等の有無）

(a) 法令違反等の有無 有 ・ 無

(b) 法令違反等有の場合の具体的内容

i 災害等（訓練含む。）発生時における対応方針（営業時間延長及び部隊活動拠点（演習場等）での臨時営業等）

j 飲酒について（提供時間等）

k その他アピールポイント（社会貢献、自衛隊に対する協力等）



業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

福知山駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊福知山駐屯地における委託売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名

電 話

F A X

メールアドレス

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は、印鑑証明書の登録印を使用して下さい。

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約相手として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式6により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印



仕 様 書

防衛省陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊

## 仕 様 書

- 1 業務件名  
防衛省陸上自衛隊福知山駐屯地内における委託売店の設置及び経営
- 2 業務内容  
売店の設置及び経営
- 3 設置場所  
京都府福知山市天田無番地  
陸上自衛隊福知山駐屯地 厚生センター
- 4 募集業種及び店舗数  
食 堂 1 店舗
- 5 業務期間  
近畿中部防衛局長の許可した日 ～ 令和13年3月31日  
ただし、陸上自衛隊福知山駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）及び近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が必要と判断した場合には、10年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。  
なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更も有り得る。  
※売店の設置及び撤去等に要する期間は、使用許可期間に含む。
- 6 国有財産使用許可面積（詳細は、別紙参照）  
建物1階（食 堂） 101.71㎡  
※上記使用許可面積以外に倉庫等、設置する場合は、別途協議の上、使用許可する。
- 7 国有財産使用料  
国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）は、乙に委託売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。1平方メートルあたりの国有財産使用料（令和7年度）は、次のとおり。  
建物 年額 5,384円/㎡（消費税別）  
土地 年額 1,629円/㎡（消費税別）  
※1 令和8年度以降の使用料については、適宜算定されるので変動があることを了承されたい。  
※2 国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を前納する。
- 8 冷暖房機等経営上必要な設備及び光熱水料等  
冷暖房機等の設置、光熱水料等経営上の必要諸経費（使用量を積算するための電力及び水道メーター等の計量器含む。）は、丙が負担するものとし、光熱水料は、駐屯地会計隊長が指定する期日までに支払うものとする。また、各設備を使用する場合は定期的に清掃を行うこと。

## 9 営業日、営業時間等

### (1) 営業日

土曜、日曜、祝日、駐屯地夏季及び年末年始休暇等を除く月曜から金曜を基準とし、別途協議により営業日を決定する。

### (2) 営業時間

午前11時から午後2時及び午後5時から午後10時を基準とし、別途協議により営業時間を決定する。また午後5時から午後10時の間における営業については酒類の提供も可能とする。

## 10 営業条件

### (1) 隊員ニーズの充足：全店共通

取扱商品の充実、低廉な価格、迅速なサービス等を提供するよう努めること。

### (2) 災害等（訓練含む。）時対応：全店共通

自衛隊の活動に際して理解をいただき、災害等（訓練含む。）発生時には営業時間の変更（延長等）及び部隊活動拠点（演習場等）での現地販売等、柔軟に対応していただけること。

## 11 相手方の決定

本業務を行う者については、甲が決定する。

## 12 国有財産の使用許可

### (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

### (2) 国有財産の使用許可は、乙が行う。

### (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用するとき。

イ 丙が使用許可条件に違反したとき。

### (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

## 13 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

### (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

### (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

### (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

### (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 14 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 15 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 16 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心がけ、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理及びこれらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

## 17 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、甲が陸上自衛隊環境衛生規則に基づき実施する環境衛生監視指導において、環境衛生管理上の不備事項を指摘された場合、指導に従い、速やかに改善して甲に対し、報告すること。

## 18 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 19 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 20 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

## 21 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 委託売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。  
また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 隊員等のニーズに合致した商品及び価格等のサービスを提供するよう努めること。
- (6) 法令上、申請及び許可が必要なサービスを取扱う場合、丙は、申請及び許可取得後、取扱うものとし、その写しを甲に提出すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (8) 丙は、出店及び閉店の際には、設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月の10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに甲等に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

## 22 貸付品

- (1) 貸与物品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (2) 貸与物品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

## 23 その他

甲の事情により営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用、損害等について、丙は、一切賠償を請求しないものとする。